

資 料 提 供	
平成 2 6 年 9 月 1 0 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 ( 亀 井 )
電 話	0857-26-7043

## 平成 2 6 年 9 月 定例 県 議 会 付 議 案

- 議案第 1 号 平成 2 6 年度 鳥 取 県 一 般 会 計 補 正 予 算**  
**議案第 2 号 同 鳥 取 県 営 電 気 事 業 会 計 補 正 予 算**  
**議案第 3 号 同 鳥 取 県 営 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算**

### **議案第 4 号 鳥 取 県 医 療 受 給 者 証 の 返 還 等 に 係 る 過 料 に 関 す る 条 例 の 設 定 に つ い て ( 子 育 て 応 援 課 等 )**

児童福祉法の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律の制定により慢性疾患の患者等に医療費を支給する制度が設けられたことに伴い、当該医療費の受給資格を証する書類の返還に応じない者等に対し、過料を科そうとするものである。

(概 要)

次のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- ①小児特定慢性疾患に係る医療受給者証の返還に応じない者
- ②正当な理由がなく、小児慢性特定疾患にかかっている児童等の保護者等に対する報告徴収に応じない者
- ③難病に係る医療受給者証の返還に応じない者
- ④正当な理由がなく、難病の患者等に対する報告徴収に応じない者

[平成 27 年 1 月 1 日 施 行]

### **議案第 5 号 鳥 取 県 認 定 こ ど も 園 に 関 す る 条 例 の 全 部 改 正 に つ い て ( 子 育 て 応 援 課 等 )**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める等、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①教育又は保育に従事する職員の人数を、満 1 歳未満の子ども概ね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の子ども概ね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども概ね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の子ども概ね 30 人につき 1 人以上とする。
- ②保育室又は遊戯室の面積を満 2 歳以上の子ども 1 人につき 1.98 平方メートル以上とする。
- ③幼保連携型認定こども園の認可等について調査審議する合議制の機関は、子育て王国とっとり会議とする。

[子ども・子育て支援法の施行の日から施行]

### **議案第 6 号 鳥 取 県 附 属 機 関 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て ( 業 務 効 率 推 進 課 、 原 子 力 安 全 対 策 課 )**

原子力安全に関する幅広い分野の専門家から、より柔軟かつ機動的に原子力災害対策等についての指導助言を頂く方式に改めることに伴い、知事の附属機関のうち鳥取県原子力防災専門家会議を廃止するものである。

[公布施行]

## **議案第 7号 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について（医療指導課、青少年・家庭課）**

危険ドラッグの使用による事故が全国で多発していることに鑑み、危険ドラッグの販売、使用等の規制を強化するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①麻薬、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの（酒類、たばこ及び医薬品を除く。）を危険薬物とし、危険薬物の製造、販売、使用、所持等の行為を原則禁止する。
- ②知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、知事指定薬物に指定することができる。
  - ア 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が麻薬、覚醒剤等と同等であると特定されている物
  - イ 麻薬、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物
- ③知事は、名称、形状、表示内容、販売方法その他の情報から、知事指定薬物の指定を検討する物を知事指定候補薬物に指定することができる。また、知事指定候補薬物の製造、販売等をする者は、人の健康に被害が生じないことを証明するに足りる書類を提出して、知事指定候補薬物の指定の解除を申し立てることができる。
- ④知事指定候補薬物の販売、購入等をしたときは、知事に届け出ることとする。
- ⑤県民は、薬物の取引に関する情報を警察官などに提供すること等により、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組むものとする。

[公布の日から起算して1月を経過した日から施行 ほか]

## **議案第 8号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（立地戦略課）**

企業立地等事業の認定を取り消した場合及び立地企業が県と協議を行うことなく、事業を継続することに努めるべき期間内に休止又は廃止し、事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合は、補助金を交付しないこととするものである。

[公布施行]

## **議案第 9号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（会計指導課等）**

市町村、介護老人福祉施設等における看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金及び看護職員奨学金の返還に係る債務の免除要件を緩和する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①看護職員修学資金及び看護職員奨学金の返還に係る債務の免除に必要な看護職員の業務従事期間に算入する施設の限定をやめ、県内において業務に従事した期間全てを算入することとする。
- ②看護職員修学資金及び理学療法士等修学資金の返還に係る債務の免除に必要な免許の取得期間を、卒業後2年以内（現行 1年以内）に延長する。

[公布施行]

## 議案第10号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課、医療指導課）

薬事法の一部改正により、医療機器等製造業の許可制度が登録制度に変更されたこと等に伴い、医療機器等製造業の登録に係る手数料を新たに設ける等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設定

区分	単位	金額
再生医療等製品の製造販売業の許可	1件につき	149,800円
再生医療等製品の製造販売業の許可の更新	1件につき	138,000円
再生医療等製品の販売業の許可	1件につき	29,000円
再生医療等製品の販売業の許可の更新	1件につき	11,000円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録	1件につき	36,000円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新	1件につき	26,000円

[平成26年11月25日施行]

## 議案第11号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課）

太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たに鳥取放牧場太陽光発電所、竹内西緑地太陽光発電所、鳥取空港太陽光発電所及び天神浄化センター太陽光発電所を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
鳥取放牧場太陽光発電所	100キロワット	卸売
竹内西緑地太陽光発電所	1,250キロワット	卸売
鳥取空港太陽光発電所	1,990キロワット	卸売
天神浄化センター太陽光発電所	1,500キロワット	卸売

[規則で定める日から施行]

## 議案第12号 財産の取得（消防防災ヘリコプター予備部品等）について（消防防災課）

取得の目的：消防防災活動の用に供するため、更新する消防防災ヘリコプターの予備部品等を整備するものである。

財産の内容：消防防災ヘリコプター予備部品等 一式

取得予定価格：143,640,000円

契約の相手方：三井物産エアロスペース株式会社

## 議案第13号 公立大学法人鳥取環境大学定款等の一部変更について（教育・学術振興課）

公立大学法人鳥取環境大学の名称を変更するため、公立大学法人鳥取環境大学定款等の一部について所要の変更を行うものである。

（変更する事項）

- ・公立大学法人鳥取環境大学定款
- ・公立大学法人鳥取環境大学中期目標
- ・公立大学法人鳥取環境大学の設立団体が協議して定める事項
- ・新生公立鳥取環境大学運営協議会規約

## 議案第14号 平成25年度鳥取県営電気事業会計及び鳥取県営埋立事業会計未処分利益剰余金の処分並びに平成25年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

**議案第15号 平成25年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）**

# 報 告 事 項

## 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年7月8日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：大阪市 個人 利害関係人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 609,626 円について、平成26年7月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

### (2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年7月8日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：大阪市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 551,434 円について、平成26年7月から全額返還するまで毎月 20,000 円ずつ県に支払うこと。

### (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成26年7月18日専決)

(人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

### (4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年7月18日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：日野町 個人 利害関係人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 512,042 円について、平成26年8月から全額返還するまで毎月 14,000 円ずつ県に支払うこと。

### (5) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成26年7月18日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 342,561 円について、平成26年8月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

### (6) 鳥取県進学奨励資金過払金の返還請求に係る和解について (平成26年7月31日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金 317,000 円について、平成26年9月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

**(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求に係る和解について（平成26年8月5日専決）（人権教育課）**

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金 591,375 円について、平成 26 年 9 月から全額返還するまで毎月次のとおり県に支払うこと。

- ①平成 26 年 9 月から同年 11 月まで及び平成 27 年 1 月から同年 5 月まで 10,000 円
- ②平成 26 年 12 月及び平成 27 年 12 月 50,000 円
- ③平成 27 年 6 月及び平成 28 年 6 月 40,000 円
- ④平成 27 年 7 月から同年 11 月まで、平成 28 年 1 月から同年 5 月まで及び同年 7 月から同年 11 月まで 20,000 円

**(8) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について**  
**（平成26年8月12日専決）（子ども発達支援課等）**

児童福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県税条例
- ・鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例

[平成 27 年 1 月 1 日施行 ほか]

**(9) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（平成26年8月19日専決）（人事企画課）**

売春防止法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成 27 年 4 月 1 日施行]

**(10) 鳥取県個人情報保護条例等の一部改正について（平成26年8月22日専決）（県民課等）**

独立行政法人通則法等の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項及び用語の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県個人情報保護条例
- ・鳥取県情報公開条例
- ・職員の退職手当に関する条例
- ・鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例
- ・鳥取県議会情報公開条例

[平成 27 年 4 月 1 日施行 ほか]

**(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月22日専決）**  
**（子ども発達支援課）**

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 32,400 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 6 月 16 日、総合療育センターの職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

**(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月25日専決）（高等学校課）**

和解の相手方：三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 235,008 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 6 月 24 日、鳥取県立倉吉農業高等学校の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路へ右折進入しようとした際、道路を左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(13) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について**

**（平成26年8月26日専決）（地域振興課等）**

母子及び寡婦福祉法等の一部改正に伴い、条例中引用している同法の題名を改める等、所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- ・鳥取県附属機関条例
- ・鳥取県特別医療費助成条例

[平成 26 年 10 月 1 日施行 ほか]

**(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月26日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 4,416 円（県過失 1 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 3 月 10 日、米子警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で走行していたところ、駐車枠から突然発進してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月26日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 228,656 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 3 月 25 日、境港警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を道路脇に停車して降車した際、同車両のギアが停止位置に入っておらず、サイドブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、和解の相手方所有の軽貨物自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

**(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月26日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：国

和解の要旨：県は、損害賠償金 64,662 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 5 月 12 日、八橋警察署の職員が、公務のため駐車場内に駐車中の普通乗用自動車に乗りしようとして運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

**(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月26日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 6,847 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 26 年 6 月 3 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の普通乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。

**(18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年9月5日専決）（県土総務課）**

和解の相手方：北栄町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 1,546,143 円（県過失 4 割 5 分）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 1 月 17 日、中部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）で除雪作業中に停車した際、直進してきた和解の相手方使用の普通貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**報告第 2 号 公立大学法人鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（教育・学術振興課）**

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、公立大学法人鳥取環境大学の平成 25 年度における業務の実績に関する評価について報告する。

**報告第 3 号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について**

**（経済産業総室）**

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成 25 年度における業務の実績に関する評価について報告する。

**報告第 4 号 法人の経営状況について**

一般財団法人とっとり県民活動活性化センター ほかに 33 法人

**報告第 5 号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について**

一般財団法人とっとり県民活動活性化センター ほかに 33 法人

**報告第 6 号 長期継続契約の締結状況について**

件数 新規 18 件